

## 平成29年度唐津市がんばる地域応援事業補助金実施要領

(趣旨)

**第1条** 平成29年度唐津市がんばる地域応援事業補助金(以下「補助金」という。)に該当する事業について、唐津市補助金等交付規則(平成17年規則第42号。以下「規則」という。)及び平成29年度唐津市がんばる地域応援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業への要望等手続)

**第2条** 補助対象事業への要望等手続は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を要望するものは、申込書(要領別記様式)、事業計画書(要綱別紙1又は別紙2)及びがんばる地域応援事業予算書(要綱第2号様式)を各市民センター総務教育課又は本庁地域づくり課(以下「事務局」という。)が指定する日までに提出しなければならない。
- (2) 要望する事業のうち、要綱第2条第1項第1号に掲げる事業(以下「ソフト事業」という。)において、新規に実施される事業及び継続して実施される事業の内容が大幅に変更される事業並びに要綱第2条第1項第2号に掲げる事業(以下「ハード事業」という。)については、唐津市がんばる地域応援事業補助金選定委員会(以下「選定委員会」という。)において事業内容の審査を行うものとする。
- (3) 継続して実施されるソフト事業については、事務局において書類審査を行うものとする。
- (4) 選定結果において事業が採択されたものは、選定結果通知日から30日以内に補助金の交付申請を行うことができる。
- (5) 補助金の交付を申請するものは、規則及び要綱に基づき、必要書類を事務局に提出しなければならない。

(補助対象期間)

**第3条** 補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、原則として交付決定日以降とし、市長が認めた期間とする。

(補助対象経費等)

**第4条** 補助対象経費は別表に掲げる経費とし、補助対象外経費は次のとおりとする。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素と市長が認める場合は除く。

- (1) 主催者に対する労働の対価として支出される金品は、補助対象経費とならない。ただし、研究会又は研修会の講師謝礼、ボランティアの労務提供に対する謝礼等は除く。
  - (2) ボランティアの労務提供に対する謝礼等は、環境整備の植栽、危険箇所の伐採、地域清掃のボランティア活動に限り、1回あたり700円を上限に交付対象経費に換算できるものとし、物品による提供を含むものとする。ただし、アルコール類に係る経費を除く。
  - (3) 事業実施会場等において整理・警備等に当たる日々雇用等の賃金は、補助対象経費とならない。ただし、臨時的に設置した駐車場等の整理・警備等や機器操作等の特殊な技術を要する場合に当たる日々雇用等の賃金は除く。
  - (4) 実施団体等の運営に係る恒常的経費は、補助対象経費とならない。ただし、事業実施会場等において、臨時的に使用する電気・ガス等の光熱水費等、補助事業の遂行に直接必要な経費は除く。
  - (5) 会議、打合せ、イベント等で使用される食糧費は、補助対象経費とならない。ただし、当該事業のための食材費等については除く。
  - (6) 事前調査、出演交渉等に要する経費は、補助対象経費とならない。ただし、有料の資料等入手に必要な経費は除く。
  - (7) 参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費は、事業目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている場合とする。
  - (8) ソフト事業において備品購入費及び工事請負費は、補助対象経費とならない。
- (補助金額の算出方法)

**第5条** 諸収入は、参加料、出店料、物品販売の利益等から補助対象外経費を差し引いて残る金額とする。

諸収入＝参加料、出店料、物品販売の利益等－補助対象外経費 $\geq$ 0円

2 補助金の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{補助対象事業費} = \text{補助対象経費} - \text{諸収入}$$

(1) 地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業

①小規模に係るもの

$$\text{補助対象事業費} \times 9 / 10 \leq 20 \text{万円}$$

②大規模に係るもの

$$\text{補助対象事業費} \times 8 / 10 \leq 50 \text{万円}$$

(2) 地域が所有又は管理する施設等の整備事業

①改修に係るもの

$$\text{補助対象事業費} \times 1 / 2 \leq 50 \text{万円}$$

②新設に係るもの

$$\text{補助対象事業費} \times 1 / 2 \leq 100 \text{万円}$$

(補助に関する表示)

**第6条** 補助事業者は、事業の実施に際し、補助金による補助事業である旨の表示に努めなければならない。ただし、ソフト事業は、広報物において「この事業は、唐津市ががんばる地域応援事業補助金を受けて実施されています」等の当該補助金を受けて実施する事業であることを明確に表現した表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は、助成対象とする。

## 別表

経費項目	内 容
旅費	アドバイスを受ける専門家、講師を招聘するために要する交通費（宿泊費を含む。ただし、グリーン車など特別に付加された料金を除く。）
消耗品費	その性質又は形状が短期間（1年以内）若しくは一度の使用によって変質、消耗、価値消滅、又は損傷しやすいもので、長期間の保存に耐えないもの（おおむね単価が1万円未満）
燃料費	石炭、木炭、重油、石油、プロパン、ガソリンなどの経費
印刷製本費	文書、図面、用紙、パンフレット、ポスター等の印刷および製本を依頼するために要する経費
光熱水費	事業実施会場等において、臨時的に使用する電気、ガス及び水道の使用料
通信運搬費	郵便、電信、電話料及び運搬に要する経費
広告費	事業を周知するためテレビ、ラジオ、新聞雑誌等に広告する場合に要する経費
手数料	各種証明手数料、クリーニング代等を特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う経費
保険料	損害保険などに要する経費
委託料	事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
使用料及び賃借料	賃貸借契約に基づいて、その対価として支払う経費（物品、土地、建物等の借上料など）
原材料費	原料又は材料に要する経費（砂、セメント、木材、苗木、堆肥など）
謝金	講習会、研修会等の講師に対する謝礼、地域住民による労務提供（準備、当日の運営、後片付け等）への謝礼（お茶や弁当などの物品を含める。）
備品購入費	その性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入に要する経費。（おおむね単価が1万円以上のもの）
工事請負費	事業者が直接実施することができない工事又は適当ではないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費